

柏法人会
 消費税期限内納付
 推進運動

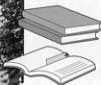
(発行所) 一般社団法人 柏法人会
 〒277-0023 柏市中央1-1-1
 TEL 04-7163-3393
 FAX 04-7166-6629
 (発行人) 会長 森和夫
 (編集) 編集委員 大田次男
 (編集責任者) 広報委員長 秋永印刷
 (印刷所) 広報委員

会報

■URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp



白樺文学館



第33回 柏法人会 通常総会案内

とき 平成27年6月3日(水)
 ところ ザ・クレストホテル柏



1階中展示室

会員数/千葉県 38,060社 柏法人会 4,221社 (平成27年3月末日)

■表紙解説

白樺文学館

(我孫子市)

白樺派の中心人物の一人であった柳田泉が、我孫子市と手賀沼のほとりには、大正3年に移住、大正4年に志賀直哉・森田天来・大正5年には武者小路実篤・朝子夫妻など、相次いで白樺派の仲間が住むようになり、

白樺派文人達は、この手賀沼の美しい自然からエネルギーを得て、我孫子の地で創作活動を大きく発展させました。白樺文学館は、我孫子市によって、この白樺派文人達の活動を広く次代に伝えるため平成12年に起工、翌13年に竣工しました。

平成20年に我孫子市に寄付され、現在に至っています。1階中展示室では定期的にピアノ(柳田泉愛用)演奏を行なっています。

1階図書室は、白樺派民藝運動に関する書籍を閲覧できます。

所在地 我孫子市緑二一十一

1八

JR我孫子駅南口より徒歩14分

電話〇四七二六九

八四六八

開館 午前9時30分～午後4時30分

休館 月曜日・休日の場合は次の平日

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

柏法人会会員

よつば総合法律事務所の 法律広場



遺留分

Q(問) 私は妻には先立たれましたが、子供が2人います。次男は結婚してから家を出て会社員をしています。長男は私の会社を手伝ってくれています。そのため、長男を跡取りにしたいと思っていて、そのために、私のすべての財産を譲りたいと思っています。遺言書を書こうと思っているのですが、何か問題が生じる可能性があるのでしょうか？

A(答) ① 遺言書によって生じた効力が一部否定される結果となることがあります。

民法では、遺言によっても侵害されない遺留分という権利が配偶者、子、直系尊属（親等）にあると定められています。

つまり、遺言者は原則として、自分の財産の行き先を自由に決められるのですが、遺留分があるために、その財産の一部分について自由にその行き先を決めることができない場合があります。

② たとえば、今回の問いのような場合、遺言書作成者の財産が、自社の株式と預金及び会社の事務所に使用している土地・建物のみであったとします。そして、その財産のすべてを長男に譲るという内容の遺言書を書いたとします。

その場合でも、次男は、もともとの法定相続分である2分の1の更に半分である4分の1の遺産を取得することができるという権利（遺留分）をもっているのです。

そして、次男が遺留分の主張をした場合、遺産の4分の1にあたる部分について遺言書の効力が失われてしまい、株式や預金、不動産の4分の1は次男が所有権をもつことになってしまう可能性があります。

③ 遺留分が問題になってしまう場合は、大抵相続人間でもめることになってしまいます。そして、会社の株式も分散してしまい、会社経営にも悪影響が生じます可能性があります。

このようなことを避けるためにどうすればよいでしょうか。

一つは、遺言書を作成するときに、その内容が相続人の遺留分を侵害しないようになるべく公平に財産を渡すという内容にすることです。

他の方法としては、家庭裁判所の許可が必要となりますが、生前に相続人に遺留分を放棄してもらうことも可能です。

例えば、生前にある程度の財産を渡し、遺言者の想いを伝えて、その相続人に遺留分の生前放棄をしてもらうよう説得するといった方法も考えられます。



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和

④ 平成27年1月1日から、相続税の基礎控除が大幅に下げられ、税金面で相続がクローズアップされています。遺言書の内容についても、後で相続人間でもめることのないよう、十分な配慮しながら作成することも大事なことです。



弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。（当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。）

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4階

TEL 04 - 7168 - 2300 （電話受付時間平日9時から18時）

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎